

(内閣委員会)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十九回国会衆第一四号)(衆議院提

出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、昭和の日の新設

1 国民の祝日として、新たに昭和の日を加える。

2 昭和の日は、四月二十九日とする。

3 昭和の日の意義は、「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とする。

二、みどりの日の改正

みどりの日を現在の四月二十九日から五月四日に改める。

三、その他

国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日(現行は

国民の祝日の翌日）を休日とする。

四、施行期日

本法律は平成十九年一月一日から施行する。